

昭和二十六年十一月六日提出
質問第三号

貨物自動車営業免許方針に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十六年十一月六日

提出者 中曾根康弘

衆議院議長 林 讓 治 殿

貨物自動車営業免許方針に関する質問主意書

道路運送法により、目下現実的に戦時中統合された既設業者に対する優遇措置が講ぜられている。そのため大部分の貨物自動車所有者は、いわゆる自家用の名目のもとに、業務を運用し、家族を養っている。その数は既設業者よりはるかに大であり、そのため徴税上、既設業者は不利なる立場に立ち、また他方いわゆる多数の自家用業者にあつては社会問題を醸成している。

戦時中の統制がほとんど廃され、主食すら撤廃せんと目論まれている今日、当然、免許基準を緩和し、数人集つて組合を結成し、数台の貨物自動車をもつて営業せんと出願する者には当然免許を與うべしと信ずるのであるが、行政方針如何。

右質問する。